

後 半 の 部

（大塚） それでは、後半の部を始めたいと思います。お席に着いていただければと思います。

後半の部ですけれども、プログラムには話題提供1、前田早苗さんというところから始まっておりますが、ただいま、木村先生から大学評価・学位授与機構の評価についてご紹介がありましたので、まず、これからの評価の制度全体について、最初に、話題提供3にあります文部科学省高等教育局の大学評価室長であります奈良哲さんから、話題提供をしていただきます。

続いて2番めに、これから認証評価を実施する機関として、文部科学大臣から認証を受けました大学基準協会の大学評価研究部の前田早苗さんから、基準協会の評価についてお話をいただきます。

それから、グランドデザインの中にも、これから予算の配分などについての配慮として、やはり組織として配分するという基盤的な部分と、一つ一つの領域といいますか、そういったところに予算をつけていくという縦と横というのでしょうか、そういう意味で、今年で3年めを迎えます特色GPの委員でもあるメディア教育開発センターの吉田文さんに、3番めに話題提供をしていただきます。

そして最後に、私の同僚であります松下佳代さんから、ある意味で、評価される側の視点から、指定討論的に議論を深めていただこうと思っております。

以上のように、奈良さん、前田さん、吉田さん、松下さんの順番で、話題提供をしていただこうと思っております。

発表が始まりましたら、スライドなどを使うときには、我々もフロアに下りさせていただきます。全体討論のときには木村先生にも加わっていただいて、ディスカッションを進めてまいりたいと思います。

それでは最初に、文部科学省高等教育局の大学評価室長・奈良哲さんより話題提供をお願いしたいと思います。

話題提供 1 「認証評価制度の概要」

奈良 哲（文部科学省高等教育局大学評価室長）

（奈良） ただいまご紹介いただきました、文部科学省で大学評価を担当しております奈良と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

実は、先週の水曜日ですけど、ちょうど同じホールで大学評価に関して説明会を開催させていただきました。そのときも、少ない人数でと思っていたのですが、希望者が非常に多かったものですからこのホールをお借りしてやったのです。今日もまた、それにも増してたくさんのかたがたに来ていただきまして、またこのような機会を与えていただき、大変感謝しております。皆様がたの大学、あるいは大学評価に対する関心、熱意の高さをひしひしと感じている次第です。

今日、まず私から話題提供ということですが、文部科学省におりまして、国の立場ですので、評価する側か、される側かといわれると、どちらかといいますと評価する側だろうとは思いますが、私どもは、評価する側・される側双方のことを考えて、大学がよくなる、大学が発展するためにいかにあるべきか、高等教育が今以上に発展するためにいかにあるべきかという立場で考えているつもりです。

そういうことで、文部科学省といたしましては、中教審の答申、先ほどの木村機構長にも主要なメンバーになっていただきましてご意見をいただいているわけですが、中央教育審議会の答申などを踏まえまして、さまざまな制度改革を行ってきています。ちょうど本年度から、評価制度に関しましては認証評価制度、それから、時を同じくしまして国立大学法人も16年4月からスタートしたということで、評価に関していえば非常に重要な節目の年であろうと思っております。

そういうことで、それらを中心としながら、制度を導入した主旨・目的をご紹介いたしますとともに、それに関して若干のコメントを申し上げて、話題提供とさせていただきたいと思うわけです。

まず、文部科学省としては、基本的に大学をよくすると申しましたけれども、21世紀、知識基盤社会といわれる中で、大学がその役割を十二分に果たしていけるようにという観点から、さまざまな改革に取り組んでいるところであります。具体的に三つの視点ということで申し上げますと、先ほどの木村機構長のお話とも若干重複して恐縮ですが、三つございまして、一つは大学の質保証という観点です。2点めが国立大学法人化によるシステム改革という視点、3点めが大学の国際競争力の確保という観点です。

最初の質の保証という観点で申しますと、まさに認証評価制度を導入したわけですが、事前規制から事後チェックへという流れの中、あるいは国際的にも大学の質を保証していくというニーズが高まっている。そういうことを踏まえまして、大学の設置認可を弾力化する一方で、すべての大学が定期的に第三者評価を受ける、こういう制度を導入したわけです。

もう一つは、2点めの国立大学法人化によるシステム改革です。これは、国立大学ごとに法人格を付与いたしまして、それぞれの大学の自主性・自律性を一層向上させようというものです。その中期目標・計画に沿って、運営は各大学で自主的にやるわけですが、事後に、業績について厳格に評価するという制度を導入したわけです。

そして、3点めの観点といたしまして、国際競争力の強化という観点があるわけです。これは、例えば21世紀COEプログラムを導入いたしまして、教育研究活動の特色ある取り組み、こういった活動に対して重点的に支援していくというものです。これについても、当然、事前評価、事後評価という視点が入ってこようかと思っております。

このようなさまざまな大学改革の取り組みを行っているわけですが、これらが相まって、「競争的な環境の中で個性輝く」、そういった大学づくりが進んでいくものと認識しているところです。

そして、特に評価ということがここ数年いわれているわけですが、まさに大学に対する期待が非常に高まっているのだらうということです。そういう期待が高まる中で、もう一つの要因としては、やはり大学を維持する経費という面も無視できない要素だろうと思っています。大学を財政的に支えているスポンサーから、大学が本当にその

コストに見合うだけのことをやっているのかどうかということが問われるようになってきているのではないかと思います。そのスポンサーはだれかといいますと、授業料を払う学生でありますし、それを負担する家庭でもあるわけですし、また、納税者、代表的なものといえば企業になると思いますけれども、一言でいいますと、国民ということになるわけです。やはり大学が社会的支持を獲得していくためには、大学の役割、果たしている重要性、成果を、納得してもらえるような形で国民に示していく。そういうことが求められているのではないかと思います。思っているところです。

こういう流れの中で、まず、認証評価制度を今年度からスタートさせていったわけです。その前に、レジュメに書きましたけれども、大学評価と一言でいいまでも、いろいろなものがあるわけで、大きく三つぐらいに分けられるかと思います。一つは、大学の質の向上のための情報収集とか公表を目的とするもの、これには自己点検・評価ですとか、あるいは認証評価制度があらうかと思います。2点めは、公的な資源配分、あるいは政策決定を目的とする、これは国立大学の法人制度に基づく評価制度、あるいは21世紀C O Eプログラムなどもそれに値するかと思いますけれども、そういった評価があるわけです。そのほかにいろいろな各種情報提供ということで、民間のマスコミ、予備校とか、いろいろなところでも評価が行われていますが、それぞれの評価の趣旨を踏まえることが必要ではないかと思っております。

まず、認証評価制度について申し上げますけれども、今日、お配りした3枚物の資料がございます。そちらも適宜ご参照していただきながら聞いていただければと思います。この認証評価制度は、特に大学の質の保証ということから出てきた考え方で、国による事前規制を最小限のものにすることに対応して、事後に第三者機関により評価を受けるわけで、評価結果の公表を通じて社会による評価を受ける。また、大学の自己改善を促すことにより、大学の自主性・自律性を尊重しながら質の維持・向上のシステムを図る。こういうことを目的としたものです。

この考え方としましては、先ほどの木村機構長のお話にもありましたので、ポイントだけ、重複しない範囲で申し上げたいのですが、これまで文科省といたしまして、大学設置基準という形で大学の質の保証を図ろうとしてきたわけです。ただ、世の中の情勢等を踏まえまして、逐次弾力化を図ってきております。特に平成3年の大学審議会の答申に基づきまして、大幅な見直しが行われてきたわけです。例えば、これまで大学設置基準は、一般教養科目とか専門教育科目とか細かく区分していたわけですが、こういうことで大学を縛ってきたわけです。確かに設置基準に沿った授業科目が行われているわけですが、社会の変化や学問の進展に柔軟に対応できないとか、あるいは、画一化を招いているとか、一般教育科目が形骸化しているとか、さまざま

平成17年3月22日 大学教育研究フォーラムの資料

文部科学省高等教育局
大学評価室長 奈良 哲

認証評価制度の概要

国公私全ての大学、短期大学、高等専門学校(以下「大学等」という。)は、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた評価機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることとする制度を導入

1. 目的

- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける
- ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

2. 制度の概要

① 大学等の総合的な状況の評価

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価(7年以内ごと)

② 専門職大学院の評価

専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価(5年以内ごと)

- ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
- ・大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

3. 文部科学大臣による評価機関の認証

- ・評価の基準、方法、体制等についての一定の基準(認証基準)を、省令により規定
- ・認証評価機関になろうとする者の申請に基づき、文部科学大臣が認証基準に適合すると認める場合に、中央教育審議会に諮問した上で認証

4. 認証評価機関

- ・文部科学大臣から認証された評価機関(平成17年3月現在)

(財)大学基準協会	(大学の評価)
(独)大学評価・学位授与機構	(大学、短期大学、法科大学院の評価)
短期大学基準協会	(短期大学の評価)
(財)日弁連法務研究財団	(法科大学院の評価)

※ このほか申請準備中の機関あり

な問題も明らかになってきたところです。つまり、設置基準で幾ら細かく規定していても、実質的に水準保証が十分ではないということが徐々に明らかになってきたのです。

こういう状況を踏まえ、設置基準を必要最小限のものとしまして、各大学の創意工夫の余地をどんどん拡大することにより、教育課程の改善、あるいは多様な発展を促していこう。こういう考え方に重点が移ってきたといえると思います。こういう考えのもとに、自己点検・評価という形で自己改善を図ってきたわけですが、まだまだそれは質の保証というところまでは行っていなかったわけです。

こういった中で、評価の客観性をより高めていこうということで、学位授与機構が改組され、大学評価・学位授与機構という形で発足して、試行的な評価を行ってきたわけです。これでいろいろな貴重な経験が蓄積されると同時に、いろいろな問題点も明らかになってきたところです。

こうした流れの中で、認証評価制度がこの4月からスタートすることになったわけです。これは資料にもございますとおり、皆様すでにご存じだと思いますけれど、すべての大学が7年以内ごとに文科大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けなければならないというもので、その結果を公表し、大学には自己改善を図っていただく仕組みのものです。この制度は、評価結果によって予算配分を決めるとか、あるいは設置認可を取り消すとか、行政処分するとか、そういうものではなく、あくまでよりよい評価を得るべく大学に自己改善を図っていただくということです。ここで重要なことは、この評価は国がやるものではなくて、あくまで大学人、あるいはコミュニティが主体的に実施するところに大きなポイントがあらうかと思っております。

この制度は、大学人にとりましてはある意味厳しい選択であるわけですが、多くの関係者がこれを非常に積極的に受け止めていることについては、まず敬意を表したいと思っております。多くの課題を抱えながら出発ということになるわけですが、試行錯誤を積み重ねつつ、よりよい評価システム実現に向けて改善が進められていくことを期待したいと思っております。

それからもう1点、国立大学法人の評価について申し上げます。これにつきましても資料の2枚め、3枚めに概要が載っていますので、後ほどごらんいただければと思います。

国立大学法人化について一言で申し上げますと、各大学が自主性・自律性のもとに自らの判断と責任で、多様で特色ある教育研究活動を展開しようというものです。例えば③にございますとおり、非公務員型を採用して弾力的な人事システムをとるでありますとか、国の諸規制を大幅な緩和をするということで、例えば運営費交付金という形で、従来は使途がいちいち決まっていたわけですが、その使途の内容を特定しないということでもありますとか、あるいは複数年度にわたって使用が可能になる。こういうことで、法人の裁量を大幅に拡大していく。また、④⑤にございますとおり、民間的発想のマネジメントを導入しまして、学長を中心としたトップマネジメントを行うというようなことで、個性豊かな大学づくりを目指そうというものです。

そして、この評価ですけれど、3枚めに概要が載っております。評価につきましては、冒

国立大学の法人化について

改革の方向

- ・ 明治以来130年間、国の機関として位置づけられていた国立大学を、独立した「国立大学法人」とすることにより、
- (1) 自律的な環境の下で国立大学をより活性化し、
- (2) 優れた教育や特色ある研究に向けてより積極的な取り組みを促し、
- (3) より個性豊かな魅力ある国立大学を実現。

改革のポイント

- ① **大学ごとに法人化**
・ 大学が切磋琢磨しながら、魅力ある教育研究を積極的に展開
- ② **大学としてのビジョンの明確化**
・ 「中期目標」などを通し、大学の理念や改革の方向性を明確化
- ③ **大学の裁量の大幅な拡大**
・ 非公務員型、国の諸規制の大幅な緩和等により裁量を拡大
- ④ **責任ある経営体制の確立**
・ 学外理事を含む役員会を設置し、学長中心の経営体制を確立
- ⑤ **学外有識者の経営参画**
・ 理事や経営協議会委員として、学外有識者が経営に直接参画
- ⑥ **評価の実施と情報公開の徹底**
・ 第三者評価の実施、情報公開の徹底により説明責任を果たす

改革の現状

- ・ 16年4月に法人化。6月までに中期目標・中期計画が確定し、名実ともに「国立大学法人」がスタート。
- ・ 各国立大学では、法人化を契機に、学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な大学経営、法人化のメリットを活かした教育研究機能の強化など、意欲的な取り組みを積極的に展開。

頭申し上げましたいろいろな評価があるわけですが、特に公的資源配分、あるいは政策決定を目的としたものといえると思います。

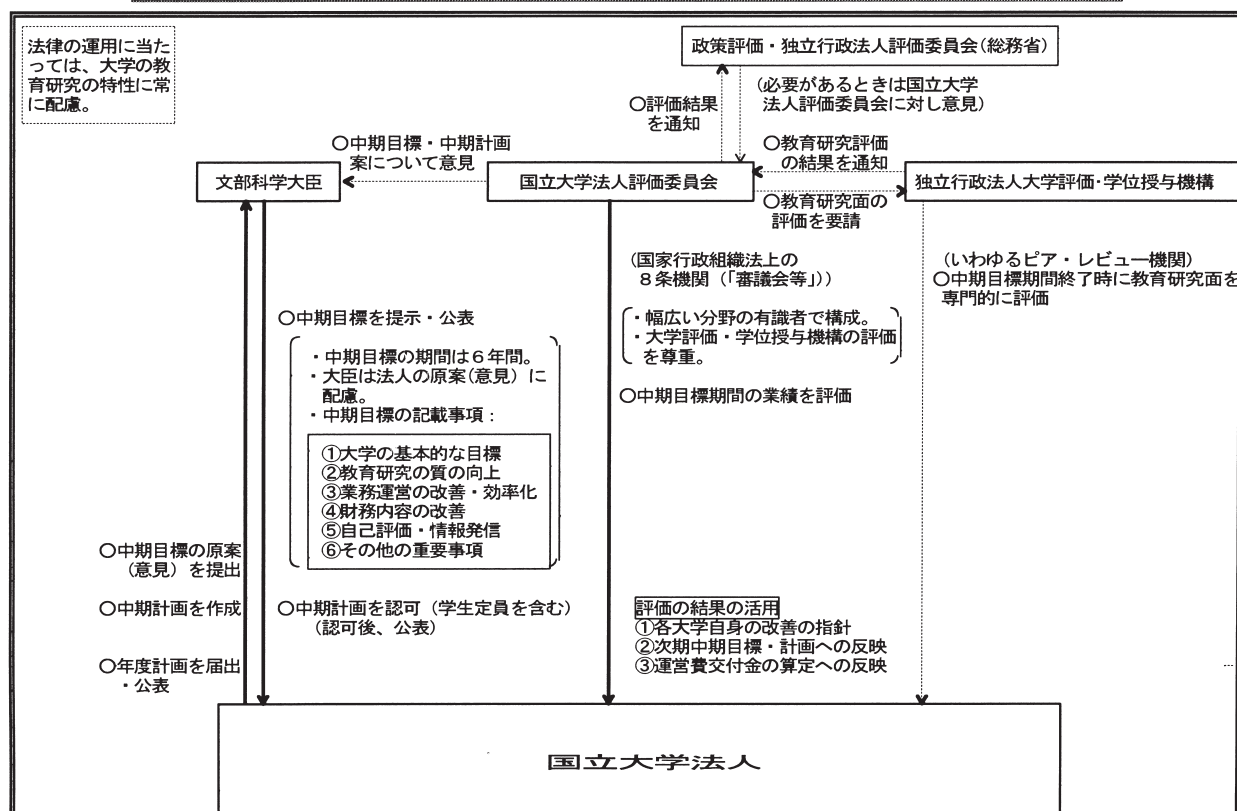
まず、これは文科大臣が中期目標、6年間の目標を設定し、これに対応する形で各大学が中期計画を策定するということです。実際は、各大学の意見に配慮して修正は行いませんので、実質的な作成主体は各大学であるわけですが、各大学が策定しました目標・計画の6年間の達成状況について評価するというものです。これは、主に国として投じられた国費、運営費交付金が適切・有効に使われたのかどうかということを、国として検証することに大きな目的がございます。このうち、この評価は、文科省に置かれる国立大学法人評価委員会、委員長は現在、野依良治先生ですが、ここが最終的には評価するわけです。ただ、教育研究の状況につきましてはピア・レビューによる専門的な観点からの評価が必要ということで、大学評価・学位授与機構にお願いし、その結果を尊重することになっております。この結果は大学自身に改善に使っていただくとか、あるいは次の目標・計画、また、運営費交付金の算定へ反映させることを主な目的にしたものです。

この国立大学法人の評価ですけど、具体的にどういうふうに評価するのかということにつきましてはまだまだ検討が始まった段階で、年度評価、各年度についても進行状況を確認する観点から評価を行うわけですけど、そういった蓄積等も踏まえながら検討を続けていくことになると思います。

いずれにしても、ここはやはり教育研究の質の向上が目標に書かれているわけで、その向上が最初と最後でどのぐらい図られたか、各大学がどれだけ努力したのかということが非常に重要であろうと思っております。決して各大学を相対的に見るということではなく、各大学の理念とか目標とか特色とか、そういうことを踏まえたうえで、大学ごとにどれだけ頑張ったのかを評価することが非常に重要なポイントではないかと思っております。具体的には今後、検討していくことになるわけです。

この国立大学法人評価、認証評価、たまたま時を同じくして始まったわけです。趣旨は違うわけではございますが、大学が継続的に質的向上を図っていくことと、社会への説明責任を果たしていくという意味では、同じような性格を持っていると思っております。やはり評価を行う一つの目的というのは、大学が評価結果を受けて不断の改善を進

国立大学法人に係る目標・計画・評価の概要



めていくことに意味があるのだらうと思っております。したがって、各大学において、プラン・ドゥー・シーというマネジメントサイクルの中にしっかりと組み込んで実施することが重要です。また、社会との相互作用を確立することも重要ですので、自己点検・評価をはじめとして、いろいろな情報を積極的に社会に提供していくことが、いずれにしろ重要ではないかと思っております。

最後に、評価について、今後留意しなければならないことを2点だけ申し上げたいと思っております。これは、私のかなり個人的な意見ということでお聞きいただければと思います。

まず、評価には必ずコストが伴うことに留意しなければいけないのではないかと。コストをかければ、当然、精度はある程度上がっていくのだらうと思うのですが、かけるコストが一定だとすれば、評価にかければかけるほど、今、教育研究にかかるコストが減る関係にあるわけです。そういったコストという観点に配慮する必要があるのだらうと思っております。

もう1点、評価は完全なものというのは恐らくありえないのだらうと思うのです。評価というのは、何かそれを不完全なものでしかありえないと知っているのですけれど、その結果が出ると、どうしても万能であるかのように意識、錯覚しやすいというようなことがございます。評価にあまり過大な期待を抱きすぎると、評価システムをどんどん極めて精緻にしようということにもなりかねません。そういった事柄、やはり評価が完全なものというのはありえないわけですし、マイナスの評価をされたものが、結果として真に評価に値する結果を生む可能性もある、そういうことを常に留意する必要があるかと思っております。

評価制度、いろいろ導入したわけですが、私は評価というのは、評価それ自体に意義があるというよりは、やはり評価されて恥ずかしくないとか、りっぱなものにしようとか各大学に努力していただく。そして、その評価結果を公表して、社会的な評価を引き出すということで、大学が改善を図り大学をよくしていく。そういうことに意義があるのではないかと考えているところです。

今日は、評価する側・される側というテーマであるわけですが、基本的に大学の評価というのは、認証評価にしろ、国立大学法人評価にしろそうですけれど、結局は大学人によって行うものです。お互いによりよい緊張関係は保ちつつ、どうすれば大学、あるいは高等教育の発展のために有効なのかという観点で、まさに始まったばかりです。なので、お互いに育てていく視点が重要なのではないかと考えているところです。

（大塚） 奈良さん、どうもありがとうございました。

最初の基調講演は大学評価・学位授与機構の立場から、また、今は、奈良さんからは文科省の立場から、評価する側の思いが伝えられたと思いますけれども、いろいろな意見や討論は後ほどに回すことにいたしまして、もし、事実関係を確認しておきたいというような簡単なご質問がありましたら、今、お受けしておきますけれども、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、先に進めてまいりたいと思います。

2番めに、大学基準協会・大学評価研究部部長心得、前田早苗さんから、基準協会の評価について話題提供をしていただきます。